

# 山江村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	3,276	4,666,383	662,625	551,834	11.8	12.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

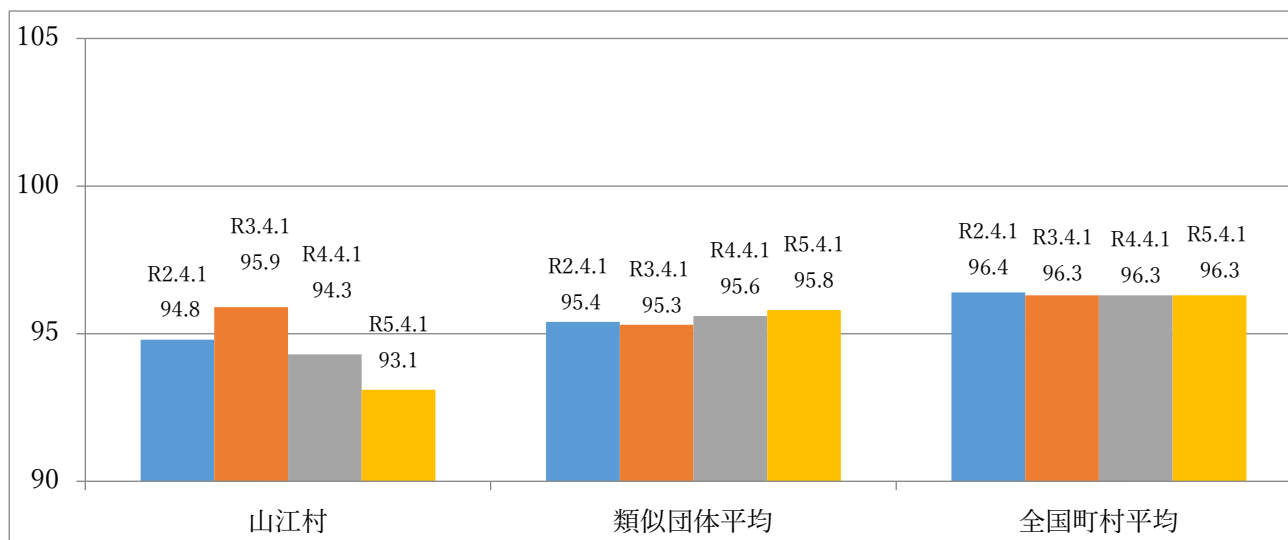
区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	57	185,526	28,233	72,780	286,539	5,027	5,436

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、  
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していただくため一部記載なし）

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% —	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 5年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）

平成28年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引程度引き下げ。

激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

##### ②地域手当の見直し

対象地域外のため支給なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

特になし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山江村	39.0歳	281,093円	337,161円	302,095円
熊本県	43.2歳	325,545円	398,197円	334,731円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.3歳	298,670円	354,074円	323,733円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	山江村	熊本県	国	
一般行政職	大学卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	158,900円	154,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

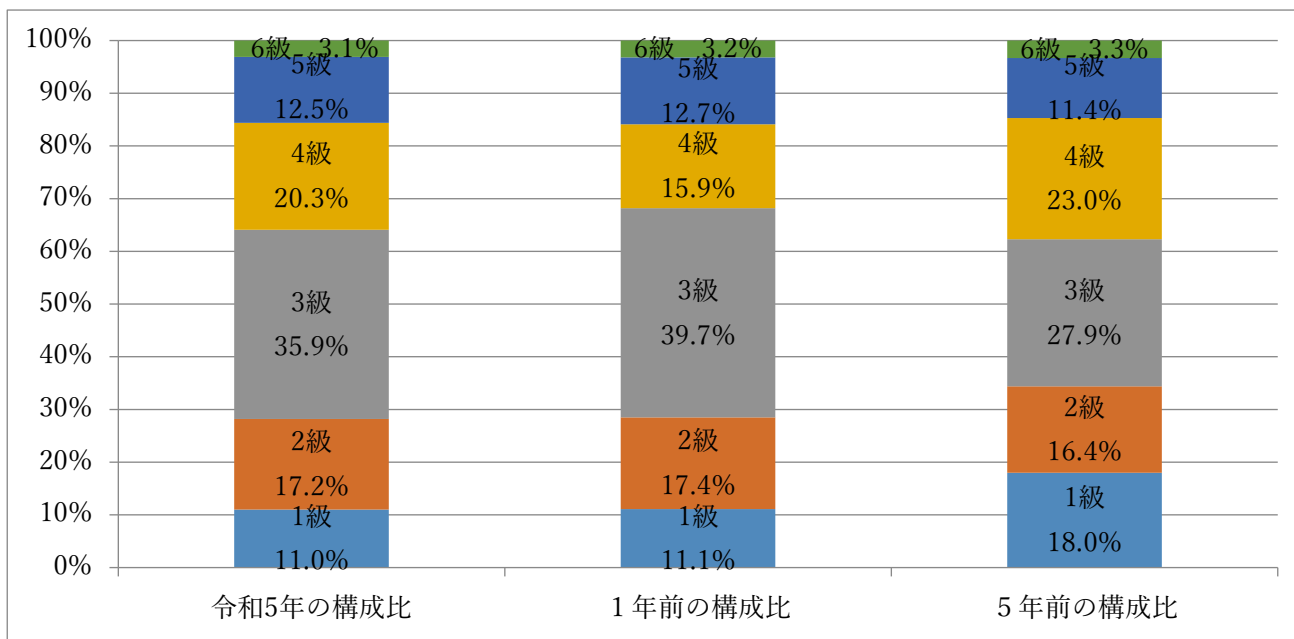
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	259,700円	341,900円	381,800円	—円
	高校卒	221,000円	324,600円	357,300円	339,700円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

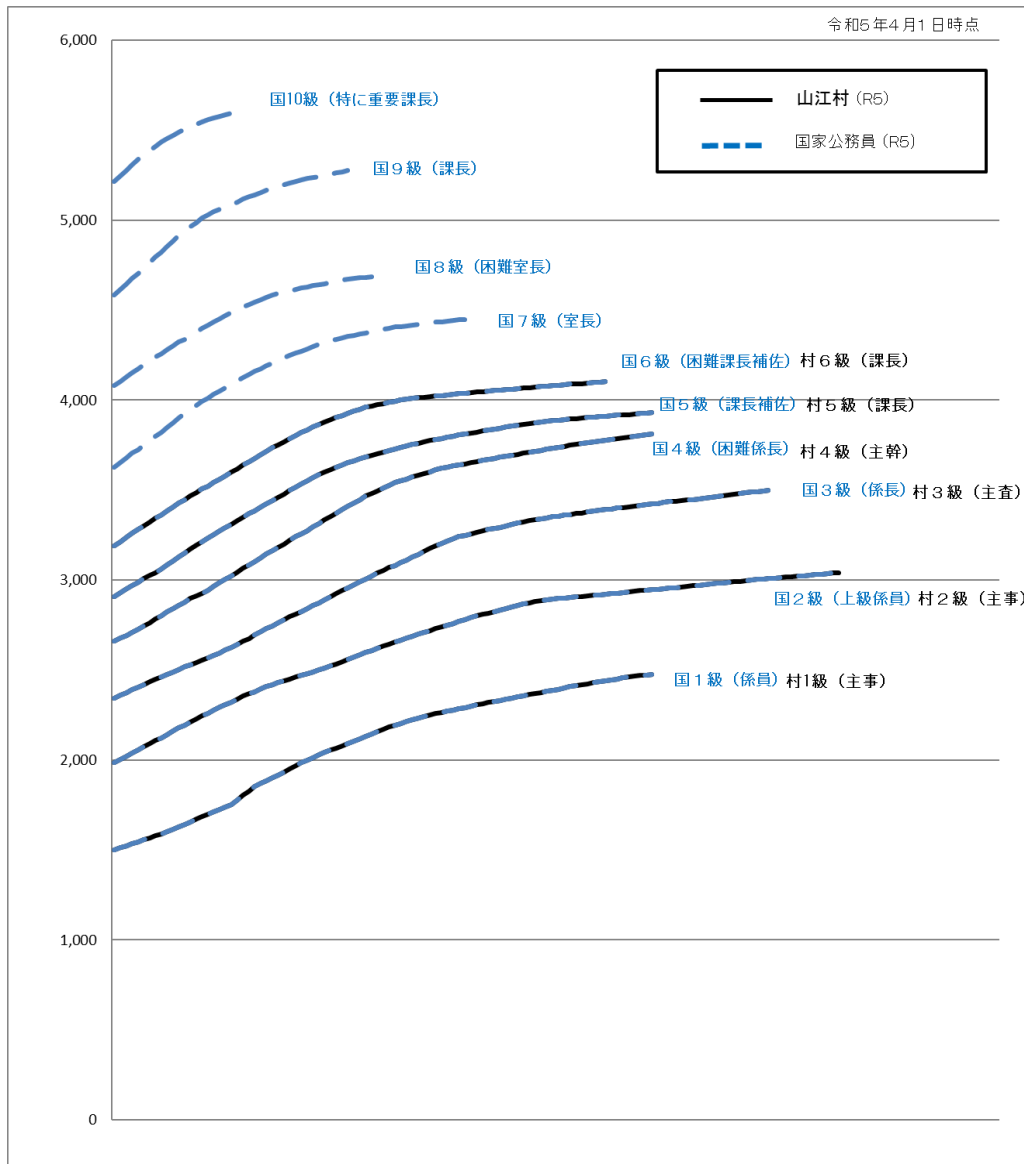
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	7人	11.0%	150,100円	247,600円
2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事の職務 主査の職務	11人	17.2%	198,500円	304,200円
3級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主査の業務 係長の職務	23人	35.9%	234,400円	350,000円
4級	高度な知識経験を必要とする業務を行う係長の職務 主幹の職務 事務局長の職務	13人	20.3%	266,000円	381,000円
5級	課長、事務局長の職務	8人	12.5%	290,700円	393,000円
6級	総務課長の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務	2人	3.1%	319,200円	410,200円

- (注) 1 山江村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（山江村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

山江村	熊本県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,303千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,665千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～10% ・管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（山江村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

山江村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	331千円	0千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業 手当	伝染病の防疫に 従事する職員	伝染病菌の附着等 物件処理	0千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	8,877千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	167千円
支給実績（令和3年度決算）	4,352千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	82千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 ① 16歳～22歳 1人に5,000円加算 上記以外6,500円	同		8,941千円	279,406円
住居手当	家賃を支払っているもの ① 月額27,000円以下の家賃 家賃額－16,000円 ② 月額27,000円～ 61,000円 家賃額－27,000円×1/2+ 11,000円 ③ 月額61,000円以上 28,000円	同		2,979千円	270,818円
通勤手当	交通機関、自動車の使用 及び併用者 ① 5 <sup>分</sup> 未満 2,000円 ② 5～10 <sup>分</sup> 未満 4,200円 ③ 10～15 <sup>分</sup> 未満 7,100円 ④ 15～20 <sup>分</sup> 未満 10,000円 ⑤ 20～25 <sup>分</sup> 未満 12,900円 ⑥ 25～30 <sup>分</sup> 未満 15,800円	同		1,249千円	36,735円

管理職手当	課長の職に属するもの ① 総務課長の職 32,000円 ② 課長の職 27,000円	異	手当額	3,030千円	336,667円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与 額×100分の135×時間	同		0千円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	740,000円 ( — 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円 / 416,500円	
	副 市 区 町 村 長	568,000円 ( — 円)	705,000円 / 415,000円	
報 酬	議 長	289,000円 ( — 円)	395,000円 / 160,000円	
	副 議 長	238,000円 ( — 円)	310,000円 / 140,000円	
	議 員	216,000円 ( — 円)	290,000円 / 130,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和4年度支給割合) 2.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 2.40 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 740,000円×在職年数×500/100 568,000円×在職年数×290/100	(1期の手当額) 14,800,000円 6,588,800円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

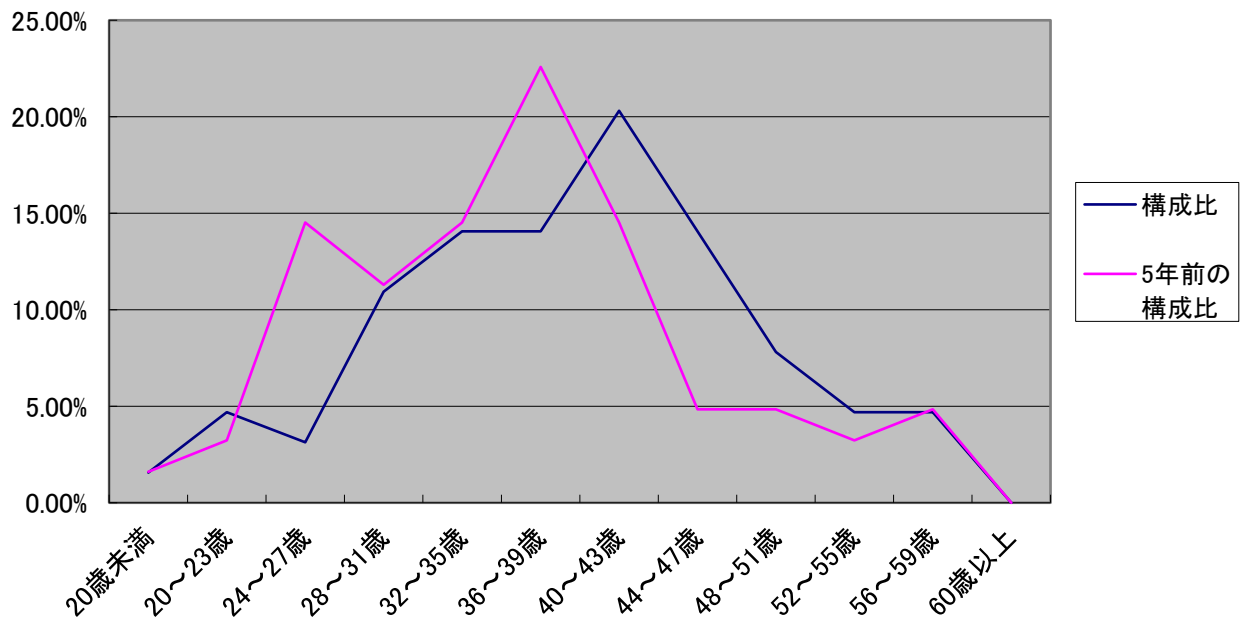
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	事務分掌の見直し 人員不足の解消及び徴収業務の体制強化 高齢者支援事業強化のための社会福祉士配置 育児休業に対する補充 林道等の災害復旧事務量増加による補充 道路等の災害復旧事務については目途が付き事務量減少により減員
		総務・企画	20	21	▲1	
		税務	5	3	2	
		民生	6	5	1	
		衛生	5	4	1	
農林水産		9	8	1		
商工		2	2	0		
土木	5	6	▲1			
	計	53	50	3	<参考> 人口1万当たり職員数 161.78人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 199.72人)	
	教育部門	5	7	▲2	指導主事の退職による不補充 事務分掌の見直し	
	消防部門					
	小計	58	57	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.05人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 235.95人)	
公営企業等部門	簡易水道	1	1	0		
	農業集落排水	1	1	0		
	その他	4	4	0		
	小計					
合計		64	63	1	<参考> 人口1万当たり職員数 195.36人	
		[ 67 ]	[ 67 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1 人	3 人	2 人	7 人	9 人	9 人	13 人	9 人	5 人	3 人	3 人	0 人	64 人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	50	49	50	51	50	53	3(6.00%)
教育	6	6	6	5	7	5	▲1(▲16.67%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	56	55	56	56	57	58	2(3.57%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	6	0(0%)
総合計	62	61	62	62	63	64	2(3.23%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況 (公営企業法の全部適用企業でないため省略)